

意見の趣旨

私たちは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の原子力事故（以下「福島原発事故」という）を踏まえ、〇〇電力〇〇原子力発電所（以下「〇〇原発」という）の再稼働について、同発電所から30キロ圏内に存する全ての自治体が、〇〇県知事及び〇〇電力株式会社や経済産業省等の電力関連機関に対して反対意見を表明するよう求める。

意見の理由

第1 〇〇原発を再稼働させるには安全性の確保が必須である

原子力発電所の燃料となる核燃料は、人の生命、身体はもちろん、生態系そのものを破壊する恐ろしい毒性を持つ放射性物質を排出する。一たび放射性物質が環境中に放出されれば、気流や海流に乗って世界中に広まり、空気、水や大地、食べ物を汚染する。そうなれば、すべての生物、特に将来を担うべき子ども達の健康に著しい悪影響を及ぼすばかりか、まだこの世に存在すらしていない子孫に対してすら危険を及ぼす可能性がある。したがって原子力発電所は、万が一にも放射性物質が環境中に放出されないよう、万全の上にも万全を期して設計された上で、厳重な管理の下運転されなくてはならない。

ところが、原子力発電所の基部である原子炉及びその格納容器は、無数の計器類、配線、配管、機器等から成り立つ精密機械であることから、衝撃と水には極端に脆弱である。そのため、諸外国では地震が発生しない地域に原子力発電所が建設されている。

にもかかわらず、地震大国である日本には多くの原子力発電所が建設されている。地震の多発地帯であえて原子力発電所を稼働させるためには、地震と津波に対する十分な対策が取られており、安全性が確保されていることが大前提のはずである。

しかし、福島原発事故は現実に発生し、大量の放射性物質が環境中に拡散

した。その結果生じた被害の規模ははかり知れない。特に、福島原発から概ね30キロ圏内の地域は、事故後、居住、立ち入りが厳しく制限され、現在も、多くの住民が不便な生活を強いられている。故郷に帰る目途さえ立たない人たちも大勢いる。

福島原発は、「原発の安全神話」を根底から覆したのである。

安全性が確保できていない以上、いつまた巨大地震が発生するかわからない現状で、原子力発電を再開することはできないはずである。

〇〇電力株式会社は、安全対策を徹底した上で〇〇原発の再稼働を目指す意向を明言している。原発を再稼働させるためには、安全性の確保が必要であることは議論の余地がないものと思われる。

しかし、私たちは、以下に述べる理由によって、現時点において原発の安全性が確保できる見込みはなく、再稼働を容認することはできないと考えている。〇〇原発で重大な原子力事故が発生した場合、同原発から30キロ圏内の自治体においては、福島同様、住民生活に与える影響が極めて大きいことは明らかである。原発の安全性が確保されていない以上、〇〇原発から30キロ圏内の自治体においては、現在と将来の住民の生命、身体、生活、財産等を守るため、〇〇原発再稼働に反対の意思を表示すべきである。

第2 〇〇原発の安全性は、現時点において確保の見込みがない

1 福島第一原発の事故原因が未解明

福島原発事故については、その推移と直接関係する重要な機器・配管類のほとんどが、この先何年も実際に立ち入ってつぶさに調査、検証することの出来ない原子炉建屋及び原子炉格納容器内にあるため、重要な点は解明されていないし出来ない。事故の原因は想定外の高さの津波だとする見解があるが、そう断定するには早急に過ぎる。

国会の事故調査報告書では、安全上重要な機器の地震による損傷の可能性が指摘されている。特に1号機については、現場の運転員の証言等から、地震の揺れによって小規模のLOCA（小さな配管破断などの小破口冷却

材喪失事故) が起きた可能性は否定できないと結論付けられている。想定
の範囲内の揺れしか観測していない1号機でこのような指摘がされている
ことは重要である。なぜならこのことは、全国の原発が想定範囲内の揺
れでも重大事故につながる可能性があることを示唆するからである。

政府や東電の事故調査報告書では事故の主因を津波としているが、今後
の調査次第で結論が変動する可能性は否定していない。

したがって、今後十分な津波対策を講じたとしても、大地震が起こった
ときに地震の揺れのみによって〇〇原発の設備や機器類が福島原発と同じ
ように破損し、放射能漏れ事故を起こす可能性は十分に存在するのである。

なお、国会の事故調査報告書には、いくつかの「偶然というべき状況が
なければ、2、3号機はさらに厳しい状況に陥ったと考えられる。」と記
載されている。福島原発事故の被害が今回の程度でとどまっていること自
体、幸運というべき側面があり、運が悪ければ、もっと甚大な被害が生じ
ていた可能性は否定できないのである。平成23年3月25日、原子力委
員会委員長の近藤駿介氏は、「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオ
の素描」で首都圏の大半を含む原発から250km以遠までもが「移転する
ことを希望する人々にはこれを認めるべき地域」になることを「最悪のケ
ース」として予想している。

そうである以上、何よりもまず事故原因が解明され、それが新しい安全
審査基準に反映され、その基準に適合していることが確認されない限り、
〇〇原発は安全とはいえないはずである。

2 安全性を確保するための基準がない

原発を稼働させるためには、国の安全基準にしたがって、万が一にも重
大事故を起こさないような安全性を有しているか否かが審査がなされな
なくてはならないが、この審査のための安全基準は福島原発事故によって全
く機能していなかったことが証明された。

原発の安全性を国が判断する指針の一つである安全設計審査指針では

「長期間にわたる全電源喪失を考慮する必要はない」とされているが、これについて、原子力安全委員会斑目春樹委員長は、福島原発事故を受け、「明らかに間違い」等と述べ、各種指針を見直すとしている。

また、同年6月13日、菅首相（当時）は、参議院復興特別委員会で、「これまでの指針をクリアした福島原発が重大な事故を起こしたのだから、指針が十分ではなかったことははっきりした。」と答弁している。

このように、原子力発電所の安全規制を行う行政のトップに立つ人たちが既に事実上基準の失効を認めており、安全設計審査指針、耐震設計指針、防災指針等の見直しが現在行われている。例えば、安全設計審査については、「全電源喪失状態」に陥った場合に備え、長時間持続する代替電源の設置を義務づけることが検討されている。また、耐震設計指針については、東日本大震災の知見を踏まえた改訂案が小委員会で作成されている。さらに、防災指針については、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」を大幅に拡大する案が示されている。

これらの改定案は、新設される原子力規制委員会に引き継がれる予定である。しかし、本年6月20日に原子力規制委員会設置法が成立したものの、これに基づく原子力規制委員会は未だ発足しておらず、新指針制定時期も未定である。

福島原発事故により、これまでの指針類では安全対策として不十分であったことが露呈しているのであるから、それに基づいてなされた現在の原発の設置許可は無効である。しかるべき議論を経て新指針類が策定がなされ、それに基づく安全審査がなされるまでは、〇〇原発は設置許可がなされていない状態なのであるから、〇〇原発を再稼働させることは違法である。

3 政府の「暫定基準」は安全基準ではない

関西電力大飯原発3、4号機（福井県おおい町）の再稼働に向けて、政府は平成24年4月6日付で再稼働判断基準を示した。基準は大きくわけ

て3つであり、概略は以下のとおりである。

1つめは「地震・津波による全電源喪失という事象の進展を防止するための4つの安全対策が既に講じられていること」、2つめは「国が『東京電力福島第1原発を襲ったような地震・津波が来襲しても、炉心や使用済み燃料プールの冷却を継続し、燃料損傷には至らない』と確認していること」、3つめは「『外部電源システムの信頼性向上』『変電所設備の耐震性向上』『免震重要棟の設置』などさらなる安全性・信頼性向上のための対策の、着実な実施計画が事業者により明らかにされていること」である。

しかし、上記のうち1つめの基準は、既に原子力安全・保安院が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見に関する意見聴取会での議論を踏まえてとりまとめた30項目の対策のうち、短期的に実現できるものを恣意的に抜き出しただけのものである。したがって、再稼働の安全性を実質的に判断するための基準ではない。

また、2つ目の基準について、「福島第一原子力発電所を襲ったような津波」とは、「15mあるいは従来 of 想定より9.5m以上高い」津波となっており、その想定以上の津波が科学的に起こり得ないという根拠はないことからして、基準の妥当性が疑問視されている。その中身についても福島第一原子力発電所では地震動によって安全上重要な設備・機器等が機能を失うような影響を受けていないという前提での評価であり、万が一にも事故を起こさないような安全性を審査するための基準とは程遠い。

3つ目の基準については、ストレステストの一次評価の審査において一層の取組を求められた事項及び前記原子力安全・保安院の30項目の安全対策の残りの項目であり、現在はこれを満たしていなくても、電力会社がその計画さえ示せば達成されるというものである。大飯原発の再稼働を目指す関西電力が国に提出した計画によると、すべての対策が完了するまでには3～4年ほどかかるとされている。この判断基準では、「3～4年間の間の地震や津波に対応できなくても仕方ない」ということを容認しているも同然である。

したがって、政府の提示した基準は、およそ原発再稼働の安全性を実質的に判断する基準にはならない。

4 過酷事故対策の不備

福島原発事故で問われたのは、過酷事故の防止策だけでない。過酷事故（シビアアクシデント）が起きたときの対策の不備も問われた。

すなわち、いくら原発の設計基準を厳しくしても原発が本来的に原子力という危険源を内包する機械である以上、過酷事故が起きる可能性はゼロには出来ないのであるから、万が一過酷事故が起きた場合、どうやって被害の拡大を防ぐかについて、十分な対策をしておくことが不可欠である。しかし、日本では、後者の過酷事故対策は、現状では電力会社の自主的取組に任されており、何ら規制はなされていない。

そして政府及び東京電力は、地震、津波という外部事象による過酷事故を想定せず、それに備えた対策を立てていなかったため、福島原発事故においても被害を拡大させた。

事業者及び政府の過酷事故対策の不備については、以下のような点が指摘されている。

(1) 重大事故についてのシミュレーションの不備

事業者の側で最悪の場合にどのような事態が生じるか、それに対してどのように対処すべきか、について十分なシミュレーションが実施されていなかったことである。

例えば、長時間の全交流電源喪失を想定しておらず、それに対し何らの対応策も考えられていなかったため、東京電力の現場は、従業員の自家用車からバッテリーを調達するなど泥縄式の対処しかできなかった。

また、非常用冷却装置についての教育と訓練が不十分であったため、事故が起こった際に正しい操作方法を知る者が誰一人おらず、誤った操

作と知識により炉心冷却の措置が遅れ、水素爆発、放射能大量放出という惨事を招いた可能性は、政府の事故調査・検証委員会の中間報告書において指摘されているところである。

さらに、圧力容器・格納容器が破損するような事態についてのシミュレーションが不十分であり、破損を防ぐ対策、破損後の事故に対する備えも極めて不十分であった。例えば、格納容器の破損を防ぐ目的で行われたベントについては、そもそもベントラインの設計に不備があり、また水素の逆流を防ぐ措置も不十分だったために、結局、水素が空調系統の排気ラインを経て逆流し、水素爆発に至った可能性が指摘されている。

この他にも、消防車による注水・海水注入策が未策定であったこと、緊急時の通信手段が確保されておらず情報伝達に大きな支障が生じたこと、大量の放射性物質の放出を抑制するためのベントフィルターの不設置等の不備が指摘されている。

(2) 政府における危機管理体制の不備

危機管理体制の構築に当たっては、情報収集及び双方向の伝達手段について特に配慮することが必要である。しかし福島原発事故時には、現地・東電・政府との意思疎通が十分に出来ておらず、危機管理体制の不備が露見した。

原子力災害対策マニュアル等によると、原子力災害が発生した場合、原子力緊急事態宣言を受けて首相官邸に設置される原子力災害対策本部（首相を本部長とする）が総司令部となり、そこから政府機関・地方行政機関・原子力事業者に指示を出すこととなっている。また、官邸対策本部のサテライトとして、原子力災害現地対策本部が緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）内に置かれ、そこで現地における事故対処作業の指揮をとることが想定されている。

しかし上記体制は、通信網、交通網を含むインフラが平常時と同様に

機能することを前提にしたものである。これらのインフラの機能が喪失した場合についての十分な想定，対策は取られていなかった結果，政府等による福島原発事故への対応は大きく阻害された。

原子力災害対策本部事務局の情報収集・伝達は支障を来たし，期待されていた事故対応の立案調整機能を担うことが出来なかった。現地対策本部（オフサイトセンター）は，地震・津波災害と原子力災害が同時に発生する複合災害や，事態の長期化・重篤化を十分に想定した物的・人的体制が整備されていなかったことから，事故直後にはほとんど機能しなかった。関係官庁の官僚たちは，マニュアルなき危機に直面して混乱し，臨機応変に動くことができなかった。官邸政治家は，各組織の機能不全とそれに伴う情報不足に焦りや不満を募らせ，発電所外（オフサイト）における住民の防護対策に全力を尽くすべき本来の役割を認識せず，第一義的に事業者が責任を負うべき発電所内（オンサイト）の事故対応への拙速な介入を繰り返した。

その結果現場に混乱をもたらしただけでなく，住民への避難指示は遅れ，情報提供も不十分なものとなった。

このような政府における事故対応の問題点が，漫然と住民の被ばくを拡大させることになってしまった可能性は否定できない。

(3) 現在も過酷事故対策はなされていない

以上のとおり，福島原発事故により，過酷事故が起きたときの対策の不備が露呈した。日本全国原発は地震，津波に起因する事故という複合災害を想定していないのであるから，このような過酷事故対策の問題は，〇〇原子力発電所にも全く同様に当てはまる問題である。

福島原発事故を踏まえ，政府は，昨年6月，過酷事故への対応について，これまで電力会社まかせだった取り組みを法制化するとの方針を示したが，過酷事故への実効的な対策は未だまとまっていない状況にある。

また，通信網，交通網等が機能しない場合にどのようにして複数の機

関が連携を図っていくのかという点については、十分な対応策は練られていない。

複合災害時における〇〇電力の過酷事故対策が完了し、さらに事業者、政府、地方自治体も含めた情報伝達網の整備がなされその実効性が確認されない限り、〇〇原発は安全とはいえない。

5 自治体の避難計画策定は困難であること

- (1) 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を放射性物質の大量放出を含む災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有している（災害対策基本法5条）

また原発周辺の地方公共団体は、原子力災害対策特別措置法によっても、原子力災害への緊急事態応急対策等の実施のために必要な措置を講ずることが求められている（原子力災害対策特別措置法第5条）。

とりわけ緊急時に原発周辺の地方公共団体に求められているのは、住民を迅速かつ的確に避難させることである。

これらの規定により原発周辺の地方公共団体は原発力災害を想定した地域防災計画を作成する義務を負っているが、現行『原子力防災指針』第3章「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」は、原発から8～10kmをEPZ（Emergency Planning Zone 「防災対策を重点的に充実すべき範囲」）としていることから、同範囲内の都県及び市町村のみで、過酷事故に対処出来るような避難計画が立てられていた。

- (2) しかしながら、福島県及び関係市町村では福島原発事故に十分に対応できるような計画は立てられておらず、そのため、福島原発事故においては、住民の避難に著しい支障を来した。

すなわち、地震・津波・原発事故という複合災害であった福島原発事

故後の避難は、避難指示のために必要な情報収集の困難、住民に対する情報伝達の困難、搬送手段の確保の困難、受け入れ先の確保困難などが指摘されているとおり、多方面における困難に直面した。まず県と各市町村は地震と津波への対応のために、原子力災害に対応するための人員をほとんど確保できなかった。福島県地域防災計画においては、県災対策本部を県庁本庁舎5階に設置するものと定めていたが、県庁本庁舎は耐震性の低い建物であったため地震によって使用不能となっていた。そのため代替施設である福島県自治会館3階に県災対策本部を設置したが、防災行政無線がわずか2回線しか設置されていなかったために、市町村等他の関係機関との調整連絡に多大な支障が生じた。また福島県に24か所あったモニタリングポストのうち23か所は地震・津波の被害に遭って使用不能となり、モニタリングカーもガソリン不足で稼働不能となったため、避難指示のために必要な環境放射線モニタリングのデータを十分に収集することも出来なかった。これまで厳しい想定での避難訓練が実施されていないことが、住民の原子力災害に対する警戒心の薄さを助長させる要因となってしまったことも指摘されている。そして、情報伝達の遅れ・不正確性によって、比較的線量の高い地域に避難してしまった住民や、自分の住んでいる地域の線量について知らされないまま留まり続け漫然と被ばくしてしまった住民が多数にのぼってしまった。

特に病院の入院患者の避難は困難を極め、避難の過程で病状が悪化、又は死亡する事例が続出した。国会事故調査委員会によると、平成23年3月末までの死亡者数は、20km圏内の7つの病院及び介護老人保健施設の合計で少なくとも60人に上った。

このような結果になった原因は、複合災害による大規模原子力災害をまったく想定していなかったことにある。今後は、原発周辺の地方公共団体は、この教訓を最大限に活かさなければならない。

(3) 福島原発事故を受け、上記の防災対策を重点的に充実すべき地域の

範囲（E P Z）が見直され、原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループは、平成23年11月1日、「原子力発電所に関わる防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」を発表し、続いて平成24年3月9日に『原子力施設等の防災対策について』の見直しに関する考え方について「中間とりまとめ（案）」を発表している。

ここでは、原発から概ね5km圏内をP A Z（Precautionary Action Zone 「予防的防護措置を準備する地域」）とし、重大事故が起きたら、放射性物質の放出の有無にかかわらず直ちに避難する区域とした。

さらに、原発から概ね30km圏内を、これまでのE P Zに相当するU P Z（Urgent Protective action Planning Zone 「緊急時防護措置を準備する区域」）として、放射線量があらかじめ決めた数値を超えた場合に避難や屋内退避ができるよう、事前に計画を立てる必要がある区域とした（なお、原発から「概ね30km」というのは、「当面のめやす」であり「適宜見直す」とされているが、福島県飯館村では40km圏、50km圏内でも高線量が記録されていることからすると、防災指針が最終的にどのようになると、少なくとも30km圏内の自治体は相応の対策を講じるべきである）。U P Z区域においては、「必要に応じて段階的な避難を実施できるよう計画を策定することが重要である」とされ、「地域防災計画等については、住民避難等の実効性も含めて検証し、十分な調査、検討を行った上で作成することが必要である。地域防災計画等の策定にあたっては、迅速かつ確実な避難が可能となるよう、予め避難時間を見積もった上で、段階的な避難など具体的な避難計画を策定することが重要である。」とされている。

従って、今後はU P Zの各自治体が、地域防災計画でどのような具体的対策を盛り込み、どのように運用して原子力災害に備えるかが重要な課題となる。

(4) ところが、これまでの防災指針は、福島原発事故により十分でなかったことが明らかとなったため、現在見直しが進んでいるところであり、これを作成すべき原子力規制委員会も発足しておらず、〇〇県の地域防災計画もやっと見直しの途についたところであることからして、地域防災計画を作成するための指針が未だ存在しない。このような現状では、原発から30km圏内の各自治体が前記(2)のような課題に対処できる避難計画を策定することは困難である。

(5) 防災指針等が改正された後も、福島原発事故では想定の良い防災計画によって多くの住民の生命・身体を危険に晒していることを教訓とし、安易に他の自治体の地域防災計画を引き写すのではなく、当該地方公共団体の特性を考慮しつつ独自にあらゆる複合災害を具体的に想定した上でこれに対処できるような避難計画を作成して、緊急時には速やかに住民を避難させることのできる体制を構築されたい。

政府事故調の最終報告書では、政府、関係自治体、事業者に対して以下のような政策提言がなされている。少なくともこれらについて、政府、自治体及び他の関係自治体に対するものについてはこれらが実現できているかを検討、確認する等の対応を行い、当該自治体に対するものについては確実に防災計画に反映させ実施していかななくてはならない。

① オフサイトセンターの強化の確認

オフサイトセンターが放射能汚染に十分配慮していなかったことにより使用不能に陥ったことを踏まえて、大規模災害にあっても機能を維持できるオフサイトセンターとなっているかどうかについて念密な検討を行い、問題点については改善意見を述べる。

② 原災時の危機管理態勢の再構築に関する確認

現地対策本部に関係機関が参集して事故対処に当たるという枠組みでは対応できない事態が発生した場合に、どのような態勢で対応に当たるべきかについて具体的に検討し、必要な態勢を構築しておく。

③ 原災対応における県の役割の確認

原子力災害においては、その規模の大きさから、県が全面に出て対応に当たらなければならない、この点を踏まえた防災計画が作成されているかどうかを確認し、問題点については改善を求める。

④ 広報とリスクコミュニケーションの再構築の確認

緊急時における、迅速かつ正確で、しかも分かりやすく、誤解を生まないような国民への情報提供の在り方について、しかるべき組織を設置して政府として検討を行うことが必要である。広報の仕方によっては、国民にいたずらに不安を与えかねないこともあることから、非常時・緊急時において広報担当の官房長官に的確な助言をすることのできるクライシスコミュニケーションの専門家を配置しているかどうかを確認し、これがない場合は配置を求める。

⑤ モニタリングの運用改善がなされたかどうかの確認

モニタリングシステムが肝心なときにデータが収集できないなどの機能不全に陥らないように、単に地震のみでなく、津波・高波・洪水・土砂災害・噴火・強風等の様々な事象を想定してシステム設計を行うとともに、それらの事象の二つ以上が重なって発生する複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないような対策を講じておく。また、モニタリングカーについて、地震による道路の損傷等の事態が発生した場合の移動・巡回等の方法に関して必要な対策を講じておく。

モニタリングシステムの機能・重要性について、関係機関及び職員の認識を深めるために、研修等の機会を充実させる。

⑥ SPEED I システムのハードの改善、運用上の改善がなされたかどうか

被害住民の命、尊厳を守る視点を重視して、被害拡大を防止し、国民の納得できる有効な放射線情報を迅速に提供できるよう、SPEED I システムの運用上の改善措置を講じられているかを検討する。今後は、様々な複合要因に対して、システムの機能が損なわれることのないよう、ハード面でも強

化策が講じられているかを検討する。これらの改善がない場合には改善を求める

⑦ 住民避難につき以下の事項の反映・実施

(a) 重大な原発事故が発生した場合に、放射性物質がどのように放出され、風等の影響でどのように流され、地上にはどのように降ってくるのかについて、また、放射線被ばくによる健康被害について、住民が常日頃から基本的な知識を持っておけるよう、公的啓発活動を行う。

(b) 原発事故の特異さを考慮した避難体制を準備し、実際に近い形での避難訓練を定期的実施し、住民も真剣に訓練に参加する取組を行う。

(c) 避難に関しては、数千人から十数万人規模の住民の移動が必要になる場合もあることを念頭に置いて、交通手段の確保、交通整理、遠隔地における避難場所の確保、避難先での水・食料の確保等について具体的な計画を立案するなど、平常時から準備しておく。特に、医療機関、老人ホーム、福祉施設、自宅等における重症患者、重度障害者等、社会的弱者の避難については、格別の対策を講じる。

(d) 避難計画や防災訓練の策定と運用について、原子力災害が広域にわたることも考慮して、県や国が積極的に関与する仕組みを構築する。

(e) 現在、安定ヨウ素剤の服用については、基本的に国の災害対策本部の判断に委ねる運用となっているが、各自治体等が独自の判断で住民に服用させることができる仕組み、事前に住民に安定ヨウ素剤を配布することの是非等について、検討するよう政府に要望する。

(f) 今回のようなシビアアクシデントが発生した場合においても緊急被ばく医療が提供できるよう、緊急被ばく医療機関を原子力発電所周辺に集中させず、避難区域に含まれる可能性の低い地域を選定し、そこに相当数の初期被ばく医療機関を指定しておくとともに、緊急被ばく医療機関が都道府県を超えて広域的に連携する態勢を整える。

(6) なお、これまで多くの自治体の原子力関連審議会の委員が電力会社な

どから多額の寄付金を受け取っていることが新聞報道等で明らかになっている。このうち福井県では、委員らが、寄付金を受け取った事実が発言に影響を及ぼしていない等と述べたことから、問題視しなかったようであるが、原発の安全性について慎重に検討すべき会議の構成員として、原発推進派に有利な発言を行うのではないかと住民に疑問を持たれるような人選をすること自体が、重大な誤りである。

今後、原子力災害に関する地域防災計画を作成する会議の構成員を選任するに当たっては、決して判断の中立性、公正さに疑念を持たれることがないように、原発推進派と見られる団体、個人等から、いかなる名目の利益も受け取ったことがないかどうかを、慎重に調査されたい。

6 原子力規制組織の実効性は不透明である

(1) 本年6月20日、原子力規制委員会設置法（以下「設置法」という。）が成立したが、原子力規制の新しい体制の実効性については不透明な状態である。

(2) 政府は、平成24年7月26日、国会に原子力規制委員会の委員長及び委員の人事案を提示した。しかし、この人事案には、原子力規制委員会設置法及び内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室名義の本年7月3日付け「原子力規制委員会委員長及び委員の要件について」（以下「7月3日要件」という。）が定めた原子力規制委員会委員長及び委員の欠格要件に明らかに該当する者が含まれていることが明らかとなった。

政府が提案している委員候補の更田豊志氏は、現在、独立行政法人日本原子力研究開発機構の副部門長である。同機構は、高速増殖炉もんじゅを設置し、東海再処理工場を保有する原子力事業者であり、設置法第7条第7項第3号の定める再処理事業者と原子炉設置者に該当することが明らかである。更田氏は、現在においても同機構の従業員であって、それを辞職したとしても、7月3日要件によると設置法7条7項3号の欠格要件に該当する。

また、委員候補の中村佳代子氏は、公益社団法人日本アイソトープ協会のプロジェクトチーム主査である。同協会は、研究系・医療系の放射性廃棄物の集荷・貯蔵・処理を行っており、「原子力に係る貯蔵・廃棄」の事業を行う者であり、現在は文部科学省の管轄下にあるものの、設置法の施行後は原子力規制委員会による規制・監督に服することになるのであって、設置法第7条第7項第3号の定める原子力事業者等に該当する。中村氏は、現在においても同協会の従業員であって、上記の欠格要件に該当する。

少なくともこの2人については、明らかに規制される側の従業員から選ばれているのであり、政府の人事案は設置法に反するだけでなく、実質的にも不適格である。

設置法は、事業者の「虜」となっていたことを踏まえ専門家の積極的な登用を規定しているが、これもその人選に偏りがあつては、何の意味もない。つまり、新しい原子力規制体制がいかに厳格につくられたとしても、その運用の仕方いかんによっては、再び電気事業者の「虜」となる恐れがあるのである。

(3) 規制庁職員は、出身官庁には戻れないいわゆる「ノーリターン・ルール」が採用されるが、規制庁発足後5年間は例外が認められている。かかる例外の適用が拡大されれば、ルールは骨抜きになり、経済産業省等、出身官庁からの独立性を保つことはとうていできない。

天下りの規制を目的とする規定も、「国民の疑念又は不信を招くような再就職を規制する」という抽象的な文言になっており、運用の仕方によっては従来通りの天下りが可能となり、官僚と財界との癒着の関係は改められないおそれがある。

この他、情報公開については基本原則しか定まっておらず、具体的な運用方針は未定である。

(4) 以上のとおり、原子力規制の新しい体制の実効性は未だ不透明であることからして、原発の安全性が担保されるとは到底いえない。

第3 放射性廃棄物という「負の遺産」をこれ以上生み出すべきではない

原子力発電は「核のゴミ」である放射性廃棄物を生み出すが、これを無害化する方法は確立しておらず隔離して時間の経過により放射能が減少していくのを待つしかない。

放射能汚染の度合がそれ程高くない「低レベル放射性廃棄物」について、この処理を行っている日本原燃株式会社は、ドラム缶に入れて地下に埋め、300年間責任をもって放射能漏れを監視し続けると言っている。しかし、日本は明治維新から144年の歴史しかない（2012年現在）のであり、日本政府でさえ、300年後はどうなっているか分からない。一企業が300年後まで責任を持つなどということが期待できるはずもない。

使用済み核燃料の再処理によって生じる「高レベル放射性廃棄物」については、地中深く埋めても100万年の管理を要すると言われている。今後日本のどこかに地層処分場が造られるとしても、プレートの境界上に位置する狭い日本の国土に、100万年の安全性が保障できる場所など存在するはずもない。また使用済み核燃料を格納する金属製容器もコンクリート製の貯蔵建屋も、その健全性が保障できるのはせいぜい数百年の単位でしかなく、その先どうなるのかは誰にも分からない。

つまり、我々が原子力発電所を稼働させ続けることは、放射性廃棄物の管理コストと放射能汚染の危険という「負の遺産」を、はるか未来の子孫にまで押し付け続けるというであり、このようなことは許されるべきではない。

もちろん、原子力発電所を今後動かさなくても、既に我が国に大量に存在する放射性廃棄物の処理の問題は避けて通れない。しかし、これから先原子力発電所を動かさなければ、放射性廃棄物はこれ以上増え続けることはなくなり、少なくとも我々は放射性廃棄物に計画的に対処していくことが可能となる。一方、原子力発電所を動かす限り、「負の遺産」は増え続け、それに対する現実的な対処は困難となる。

福島原発事故を機に、原子力発電の「負の側面」を見つめ直し、現在世代を生きる者として、責任ある判断を行う時ではないだろうか。

第4 結語

よって、私たちは、意見の趣旨記載のとおり意見をここに表明する。

以 上